

平成十九年五月十五日受領  
答弁第二〇九号

内閣衆質一六六第二〇九号

平成十九年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出実効支配の定義等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出実効支配の定義等に関する質問に対する答弁書

一について

実効支配という言葉は様々に使われており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、一般に、実効性をもって支配していることを意味すると承知している。

二及び三について

北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシアは、法的根拠なくして北方四島を占拠しており、我が国は、現在、北方四島に対する管轄権の一部を事実上行使できない状況にある。